明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○ミクロネシア連邦政府に対する贈与に関する日本国政府とミクロネシア連邦政府との間の書簡の交換に関する件（外務二〇四）　一

○著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件（文化庁六五）　三

○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一二六三～一二六七）　四

○保安林の指定をする件（同一二六八～一二七六）　六

○保安林の指定施業要件を変更する件（同一二七七～一二八五）　七

○肥料を登録した件（同一二八六）　八

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通七一五）　八

○砂防法第二条の土地を指定する件（同七一六～七二一）　九

○道路に関する件（近畿地方整備局一〇四、一〇五）　一〇

〔国会事項〕

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一〇

会社その他

〔人事異動〕

財務省　最高裁判所　一一

〔叙位・叙勲〕

〔褒賞〕

〔官庁報告〕

官庁事項

登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　一一

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　一一

登録実施機関の登録事項の変更について（中部運輸局）　一一

国家試験

平成三十年十二月（第六十九回）計量士国家試験（経済産業省）　一二

〔公告〕

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一二

諸事項

官庁

財団、土地家屋調査士懲戒処分、金融商品取引業者に対する行政処分、金融商品取引業者の登録取消し処分関係　一二

告示

○外務省告示第二百四号

平成三十年五月二十八日にパリキールで、ミクロネシア連邦政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がミクロネシア連邦政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日本側　堀江良一在ミクロネシア大使

ミクロネシア側　ローリン・S・ロバート外務大臣

平成三十年六月七日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○文化庁告示第六十五号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成三十年五月二十九日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成三十年六月七日

文化庁長官　宮田　亮平

もうでん録音ライブラリー

○農林水産省告示第千二百六十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成三十年二月八日に消滅したものとみなされる。

平成三十年六月七日

農林水産大臣　齋藤　健

1　登録番号　第26537号
2　登録年月日　平成30年2月8日
3　農林水産植物の種類
Hibiscus L.
4　登録品種の名称　HAWHIB1440
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
SPURVELUNDI/S
Fangelvej 32, Allested-Vejle DK-5672 BROBY, Denmark